

(重要) 群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会加入団体の  
解体工事業の経過措置終了時期と関連事項の取扱いについて

群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会に加入している団体では、平成 28 年 6 月 1 日に施行の建設業法の解体工事業新設に伴う法律上の経過措置（平成 31 年 5 月末日まで）について、この措置期間を 2 ヶ月短縮し、以下のとおり運用します。該当する業者の方は、平成 30 年 1 月の平成 30・31 年度入札参加資格定期申請もしくは平成 31 年 1 月の業種追加にて解体工事業の入札参加資格を得るようご注意ください。

1 【経過措置対象業者】

○対象業者は、新設の解体工事業の許可を得ないまま、平成 28 年 6 月 1 日の建設業法改正施行時点から継続して、とび・土工工事業の入札参加資格によって解体工事の受注を希望している建設業者。

※経過措置期間終了後は、解体工事業の入札参加資格が無いと解体工事を受注できません。

2 【入札参加資格申請の注意事項】

1) 1 の業者は、平成 31 年 3 月 31 日までは、群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会加入団体から解体工事業の入札参加資格を得ないままでも入札に参加できますが、平成 31 年 4 月 1 日以降は、入札に参加しようとする団体の解体工事業の入札参加資格者名簿に登載されていることが必要です。

2) 平成 30・31 年度入札参加資格申請定期受付において、解体工事業を申請するには、平成 30 年 1 月 1 日時点で有効な解体工事業を含む経営事項審査を受けている必要があります。

3) 2) で解体工事業を申請せずに、入札参加資格者名簿に登載された業者が、解体工事業の登載を受けるには、平成 31 年 1 月に予定する業種追加申請をしてください。なお、この場合は、平成 31 年 1 月 1 日時点で有効な解体工事業を含む経営事項審査を受けている必要があります。

※解体工事を受注するには、計画的に解体工事業の建設業許可取得と経営事項審査を受ける必要があります。